

**認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの**

付加奨励金のうち支給の趣旨に沿わなかった支給額(支出) 849万円

## 1 求職者支援制度等の概要

厚生労働省は、雇用保険(前掲71ページ参照)で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(法)等に基づき、雇用保険の受給ができる失業者であって、支援の必要がある者(特定求職者)の就職を促進し、職業及び生活の安定に資することを目的として、平成23年度から求職者支援制度を実施している。同制度は、特定求職者に対して、民間訓練機関による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(認定職業訓練)の実施等の就職に関する支援措置を講ずるものである(認定職業訓練を実施する民間訓練機関を「訓練校」)。

法等によれば、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するために、訓練校に対して、認定職業訓練実施奨励金を支給することとされていて、同奨励金のうち認定職業訓練実施付加奨励金(付加奨励金)は、認定職業訓練のうち実践訓練の受講を修了した特定求職者及び就職を理由とした中途退校者(訓練修了者等)の就職率(1実践訓練における訓練修了者等のうち就職した者等の占める割合をいう。)が一定水準以上であるなどの支給要件を満たす訓練校に対して支給することとされている。この就職率の算定に用いられる就職(算定就職)は、実践訓練が終了した日から起算して3か月を経過する日までの間に、雇用保険法に規定する一般被保険者となった就職(雇用保険適用就職)等とされており、同法によれば、雇用保険の一般被保険者資格の取得要件は、1週間の所定労働時間が20時間以上であることなどとされている。

また、付加奨励金の支給額は、1実践訓練における訓練修了者等の人数に就職率に応じた単価を乗じた上で、認定職業訓練の開始から終了までの支給単位期間数を乗ずるなどして算定することとされており、この単価は、就職率が60%以上の場合は1支給単位期間当たり2万円、35%以上60%未満の場合1万円等とされていて、就職率が35%未満の場合は付加奨励金が支給されないこととされている。

付加奨励金の支給を受けようとする訓練校は、認定職業訓練実施奨励金支給要領(要領)等に基づき、就職率を算定するなどして支給申請書等を作成し、都道府県労働局(労働局)に提出することとなっていて、労働局は、支給申請書等に記載された就職率や雇用保険適用就職とされた者に係る雇用保険の一般被保険者資格の取得状況を確認するなどした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、付加奨励金の支給を行うことなどとなっている。

(注1) 支給単位期間 実践訓練の期間を当該実践訓練の開始日又は各月においてその日に応当する日(応当日がない月の場合は、その月の末日。「開始応当日」)から、各翌月の開始応当日の前日までの各期間に区分した場合における一の期間

## 2 検査の結果

現行の求職者支援制度では、訓練修了者等が訓練校又は訓練校と実質的な一体性が認められる事業主(訓練校等)に就職した場合(訓練校等就職)においても、雇用保険の一般被保険者資格を取得していれば、付加奨励金の支給額の算定に当たって、算定就職の対象に含まれることとなる。

(注2) 28、29両年度に12労働局が支給決定を行った44訓練校の95実践訓練に係る付加奨励金の支給額計9411万円を対象として、当該95実践訓練を修了等して45訓練校等に就職し雇用保険の加入期間が4か月末満となっていた訓練修了者等196名の勤務実態等について検査した。

上記の訓練修了者等196名について、訓練校等は1週間の所定労働時間が20時間以上であるとしていたが、実際の労働時間を調査したところ、6労働局管内の15訓練校の32実践訓練を修了して16訓練校等に就職した61名については、就職日から離職日までの全期間において1週間当たりの実労働時

間(1週間の実労働時間)が20時間に達していなかった。

そこで、上記の61名について、上記の勤務実態となっていた理由を6労働局を通じて訓練校等及び訓練修了者等から聴取するなどしたところ、4労働局管内の7訓練校の18実践訓練を修了して8訓練校等に就職した35名については、就職日から離職日までの全期間において勤務予定表における労働時間が週20時間未満となっていてその予定どおり勤務していたり、訓練修了者等から1週間の実労働時間が20時間未満となるよう希望する申出を受け入れて勤務時間を減らしたりするなどして、1週間の実労働時間が20時間に達していなかった。したがって、8訓練校等は、雇入れ当初から1週間の実労働時間が20時間未満の就職となることを認識していたものと認められた。

上記の事態について、同本省は、雇用契約書等により、1週間の所定労働時間が20時間以上であるなどして雇用保険適用就職と認められるものであったとしても、訓練校が訓練校等就職のうち1週間の実労働時間が20時間に達していない就職を算定就職の対象に含めることについては、これにより就職率が上昇し、就職支援の良否にかかわらずより高額な付加奨励金の受給要件を満たすことにつながることから、高い就職率を達成するためにより質の高い就職支援を行った訓練校に対してインセンティブを付与するという付加奨励金支給の趣旨に沿わないとしている。

そこで、前記の35名を算定就職の対象から除くと就職率が下がり、その結果、27名に係る4労働局管内の5訓練校の12実践訓練において、付加奨励金の支給額算定の基礎となる就職率に応じた単価が下がることから、これらの実践訓練に係る付加奨励金の額は、28、29両年度計737万円となり、同本省及び4労働局がこれらの訓練校に対して支給した付加奨励金の額計1587万円との間に849万円の開差額が生じていた。

このように、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職となっていて付加奨励金支給の趣旨に沿うものではない訓練校等就職が算定就職の対象に含まれていて、これにより就職率が上昇し、訓練校がより高額な付加奨励金の支給を受けていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 12労働局 北海道、福島、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、沖縄各労働局

(注3) 6労働局 北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡各労働局

(注4) 4労働局 東京、神奈川、大阪、兵庫各労働局

### 3 厚生労働省が講じた改善の処置

同本省は、付加奨励金の支給がその趣旨に沿った適切なものとなるよう、31年3月に要領等を改正して、同年10月1日に開講する実践訓練から、訓練校等就職のうち1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は、原則として、付加奨励金における算定就職の対象とならないことを定めるとともに、訓練校等就職の場合、出勤簿、賃金台帳等の雇用した者の勤務実態が分かる書類等を訓練校から提出させるなどして、労働局が訓練校等就職した訓練修了者等の勤務実態等を把握して算定就職の対象となるかを適切に確認する仕組みを整備した。

そして、これらについて、労働局に対しては31年3月に周知し、訓練校に対しては、法により職業訓練の認定に関する事務を行うこととされている独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じて、実践訓練の認定の際に、令和元年7月以降、順次周知するなどの処置を講じた。